

補助金の対象となる職員の皆様へ

認証保育所

世田谷区保育士等 宿舍借上げ支援事業補助金

詳しい制度については、裏面をご確認ください。

認証保育所に勤務する常勤保育士等にかかる借上げ住宅の賃借料等を補助する制度です。



世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金のご案内(認証保育所職員向け)

1 本制度の目的

本制度は、保育施設等を運営する事業者に対して、保育士等の宿舍の借上げ経費を支援することにより、保育士等が働きやすい環境を整備し、人材確保及び離職防止に寄与する目的で実施しています。

2 補助金制度の概要

(1)補助金額

1月あたり82,000円(うち1/8は事業者負担)

(2)対象となる職員

常勤職員として保育施設等において保育の業務に従事している施設長、保育士、保育補助者、栄養士、調理員、保健師又は看護師

(3)対象となる経費

賃借料、共益費(管理費)、礼金、更新料など

※敷金、仲介手数料、保証金や手数料等は対象外です。

3 補助金の支給の仕組み

施設は宿舍等を借り上げ、職員に居住させます。施設は、宿舍を借り上げるにあたって要した費用について、補助金として区に請求します。



4 職員の皆さまに確認していただきたいこと

- ・補助制度について、施設から説明を受けているか
 - ・自身や同居者が住宅手当を受け取っていないか
 - ・その他、対象者の要件を満たしているか
- ご不明な点がある場合は、施設へご確認ください。

5 施設の責務

施設は、補助金について以下を遵守する必要があります。

- ・補助金の適正な管理および支給
- ・職員への説明
- ・正確な書類の作成および区への報告

6 補助要件を満たさないことが発覚した場合の相談窓口

勤務する施設において、万が一補助要件を満たしていないにもかかわらず、補助金を受給していることが発覚した場合は、区の相談窓口までご相談ください。

相談窓口: 世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当

電話番号: 03-5432-2324